

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25% が所得控除される制度。</p> <p>・ 特例措置の内容 適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。</p>		
〔関係条文〕	〔 税特別措置法第 66 条の 13 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号 〕		
減収見込額	〔初年度〕 — （ ▲554 ） 〔平年度〕 — （ ▲554 ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）		
要望理由	<p>(1) 政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国企業は欧米企業と比較して稼ぐ力が劣っている。企業の稼ぐ力を持続的に向上させるためには、①既存事業領域の収益性を高める「知の深化」と同時に、②将来の収益の柱となる新しい事業領域を開拓する「知の探索」を推進する、「両利きの経営」が重要。 日本の企業は自前主義の傾向が強く、オープンイノベーションの実施率が低い状況である。既存企業がスタートアップ企業等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、オープンイノベーションを促進するため、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和 2 年度税制改正で創設した。</p> <p>日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018 年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した 2020 年以降は再び増加しているなど、税制の効果が一定程度あったと推察される。そうした中、2022 年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献している可能性が示唆された。</p> <p>このように、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度、促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成 5 年計画においてスタートアップへの投資額を 5 年で 10 倍にする目標を掲げている中、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではない。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、</p>		

	<p>スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。</p> <p>また、令和5年度改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的として M&A 型を創設した。日本のスタートアップの出口戦略は IPO が大半を占め、M&A による出口戦略の選択肢が限定的であることから引き続き措置を講じる必要がある。</p> <p>このため、本税制の適用期限を令和8年3月31日まで延長する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>【スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）】</p> <p>6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進</p> <p>(1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方</p> <p>○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。</p> <p>2. 目標</p> <p>目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。</p> <p>○この投資額は、過去5年間で2.3倍増（3,600億円（2017年）→8,200億円（2021年））であり、現在、8,000億円規模であるが、本5か年計画の実施により、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。</p> <p>3. パッケージの方向性</p> <p>○スタートアップのエグジットを考えた場合、M&AとIPOの比率に着目すると、米国ではM&Aが9割を占めるのに対し、我が国ではIPOが8割であり、圧倒的にIPOの比率が高い。M&Aの比率を高めていくことが求められる。</p> <p>○このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。</p> <p>【統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月6日閣議決定）】</p> <p>第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション）</p> <p>2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸</p> <p>(3) イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（成長志向の資金循環形成）</p> <p>オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）】</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>(3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換）</p> <p>さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023年改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】</p> <p>V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成5か年計画の推進</p> <p>(6) オープンイノベーションの推進</p> <p>①オープンイノベーションを促すための税制措置等</p> <p>スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。</p>
-----	-------------------	--

	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	<p>○事業法人によるスタートアップ投資額（出典：INITIAL）</p> <p>2019 年 1,817 億円 2020 年 1,870 億円 2021 年 2,266 億円 2022 年 2,318 億円</p> <p>○国内スタートアップのエグジット状況 （出典：ベンチャーエンタプライズセンター） 2021 年度 IPO：67%、M&A：33%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和 6 年度 348 件 566 億円程度 令和 7 年度 546 件 865 億円程度</p> <p>※上記見込みは新規出資型と M&A 型の合算値であり、金額は所得控除額を示す</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>2022 年の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約 17%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高い。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。したがって、本税制の延長は、事業会社等によるスタートアップ投資の促進に大きく寄与するものと考えている。</p> <p>また、事業会社がスタートアップの M&A をする際の構造的な阻害要因である買収価格の目線の差を埋めることで、事業会社によるスタートアップの M&A が促進されるため、政策目的の達成に有効な手段である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。</p> <p>さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。</p> <p>また、日本においてスタートアップの M&A が進まない要因への対応施策として、より有効な税制措置を講じ投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】（出資年度ベース）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出資年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> <th>2022 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>53</td> <td>46</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>所得控除額 （億円）</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>149 (151)</td> </tr> <tr> <td>推定減収額 （億円）</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>35 (35)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※推定減収額は法人税率を 23.2%として試算</p> <p>※上記実績は新規出資型のみの実績</p> <p>※2020 年度、2021 年度の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）による</p> <p>※2022 年度の適用事業者数は経産省調査による。また、同調査で集計した投資額を基に所得控除額を推定（所得控除率 25%）</p> <p>※なお、前回要望時における 2022 年度の適用事業者数の見込みについて、当時は適用件数で実績を見込んでいたため、本表には記載していない</p>	出資年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	適用事業者数	53	46	70	所得控除額 （億円）	56	88	149 (151)	推定減収額 （億円）	13	20	35 (35)
	出資年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度													
適用事業者数	53	46	70														
所得控除額 （億円）	56	88	149 (151)														
推定減収額 （億円）	13	20	35 (35)														
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップとのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p> <p>2022 年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献しているものと推測される。</p> <p>M&A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はないものの、事前相談等を受けている状況である。</p>																
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・事業会社が出資を通じてスタートアップと経営資源を共有し、オープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップが事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。 ・スタートアップの出口戦略の選択肢として M&A がより検討される環境を整備することで、世界に伍するスタートアップエコシステムを確立する。 																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018 年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した 2020 年以降は再び増加している。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定貢献した。他方、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではないため、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。</p> <p>M&A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はないものの、事前相談等を受けている状況である。日本のスタートアップの出口戦略は IPO が大半を占め、M&A による出口戦略の選択肢が限定的であることから引き続き措置を講じる必要がある。</p>																

これまでの要望経緯	令和2年度 創設 令和4年度 2年間延長及び拡充 令和5年度 拡充 (M&A 型の創設)
-----------	--